

社会福祉法人香楓会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人香楓会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日もしくは半日分の報酬を支払うことができる。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日もしくは半日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により1日もしくは半日分の報酬を支払うことができる。ただし、職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

4 役員、評議員及び評議員専任・解任委員が理事会、評議員会及び評議員専任・解任委員会に出席したときは、別表3により往復の交通費を支払うことができるものとする。

(役員〔理事及び監事〕の勤務報酬等)

第4条 役員が役員会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により往復の交通費を支払うことができるものとする。

(会計監査人の報酬等)

第5条 会計監査人の報酬は、別表4により支給する。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に

係る業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

- 3 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したとき、もしくは理事会及び評議員会以外の日において法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表 3 により往復の交通費を支払うことができるものとする。

(出張旅費)

第 7 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人香楓会 旅費規定を適用することができる。

(兼務役員等)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての勤務時間を除く時間帯に法人職務に従事した場合は、この規程を適用することができる。

- 2 施設の職員を兼務する役員等も別表 3 は該当する。

(陪席職員等)

第 9 条 施設職員が役員会等に陪席の場合、施設の職員としての勤務時間を除く時間帯に法人職務に従事した時は、この規程を適用することができる。

- 2 陪席職員も陪席 3 は該当する。

(役員等の職務証跡)

第 9 条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力するものとする。

(改正)

第 10 条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て評議員会で議決しなければならない。

付 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

但、運用は平成 29 年度初回評議員会より開始する。なお、平成 29 年 4 月 1 日就任の評議員を選任するために平成 28 年度中に開催の評議員選任・解任委員会については、この規定を当てはめる。

別表1 (日額)

名 称	報 酬 (金額は税引き後)
理事会出席報酬等	所要時間5時間以上の場合(1日) 11,000円 所要時間5時間未満の場合(半日) 5,000円
評議員会出席報酬等	所要時間5時間以上の場合(1日) 11,000円 所要時間5時間未満の場合(半日) 5,000円
評議員選任・解任委員出席報酬等	所要時間5時間以上の場合(1日) 11,000円 所要時間5時間未満の場合(半日) 5,000円

所要時間とは、自宅或は所在地から会議会場への往復時間と会議時間の合計をいう。

別表2 (日額)

名 称	報 酬 (金額は税引き後)
理事業務報酬等	所要時間5時間以上の場合(1日) 11,000円 所要時間5時間未満の場合(半日) 5,000円
評議員業務報酬等	所要時間5時間以上の場合(1日) 11,000円 所要時間5時間未満の場合(半日) 5,000円
監事監査指導報酬等	所要時間5時間以上の場合(1日) 11,000円 所要時間5時間未満の場合(半日) 5,000円
評議員選任・解任委員業務報酬等	所要時間5時間以上の場合(1日) 11,000円 所要時間5時間未満の場合(半日) 5,000円

所要時間とは、自宅或は所在地から会議会場への往復時間と会議時間の合計をいう。

別表3

会場まで2キロ以内	2キロ以上15キロ	15キロ以上	タクシー等
交通実費は支給せず	一律2,500円	一律5,000円	公共交通機関が不便の場合等やむを得ない事情により一部区間利用の実費支給

自宅或は所在地から会議会場への距離をいう。なお、公共交通機関利用で上記金額を超える場合は、上記金額に変えてその実費を支給する。

別表4

名 称	報 酬 (金額は税別)
会計監査人報酬	年額2,400,000円以内で年度ごとに契約する。